

平成29年11月7日

法制審議会信託法部会
部会長 中田 裕康 殿
(幹事 中辻 雄一郎 殿)

委員 平川 純子
(公益財団法人公益法人協会 監事)

意見書の提出について

私平川純子は、平成29年11月7日開催の第46回法制審議会信託部会に、都合により欠席いたしますが、同日検討される予定の『公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台(2)』について、あらかじめ意見を別紙にて申し上げますので、検討の際の材料として取扱方お願い申し上げます。

平成 29 年 11 月 7 日

公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台（2）への意見

法制審議会信託法部会委員 平川 純子

第 1 新公益信託の目的

賛成。

第 2 公益信託の定義等

第 2-1 公益信託の定義

<改正案> 「公益を目的とする受益者の定めのない信託として」を単に「公益を目的とする信託として」とし、「受益者の定めのない」を削除する。

下記理由から本案を検討されたい。（特に下記理由の 2 の①②が否定された場合には、論理的にも「受益者の定めのない」という言葉は不要となる。）

<理由>

1. 信託法部会資料 4 3 の補足説明 5 頁にあるとおり、受益者の定めのない信託と公益信託の異同は、「受益者の定めのない」点を共通点とする以外に見当らず、他方両者においては、「重要な部分で相違点があり、性質上大きく異なるものと言える」ことから、「受益者の定めのない」という冠をつける必要がないこと。
2. 冠をつけることに若干の意味があるとする、今回の部会資料 4 4 の、①第 3 の 2 「不認可処分を受けた信託の効力」や、②第 1 6 の 4 「公益信託の成立の認可の取消しによる終了」の場合等において、受益者の定めのない信託として効力を有する乃至は存続するというつながりにおいてであるが、それらの考え方に対しては反対乃至は異論がある。
従って、それらの考え方が否定された場合には、「受益者の定めのない信託」という修飾語は全く不要となる。
3. 旧信託法第 6 7 条は、公益信託を単に「公益ヲ目的トスル信託」としており、それで何の不都合もなかったものであり、現行の「公益信託に関する法律」第 1 条の公益信託の定義において意味があるのは、信託法第 1 1 章の特例を適用することにあつたと思われるが、それについても今般の改正法において想定される公益信託は、信託法 § 2 5 8 ①に規定する受益者の定めのない信託と大きく異なるとする（上記 1 の資料参照）と、「受益者の定めのない」という冠は不要と考えられる。

第2-2 公益信託事務の定義

賛成。

第2-3 現行公益信託法第2条第1項の削除

賛成。

第3 公益信託の効力の発生

第3-1 公益信託の成立の認可

賛成。

第3-2 不認可処分を受けた信託の効力

賛成。

第4 公益信託の受託者

第4-1 公益信託の受託者の資格

乙案に賛成。

ただし、（注1）及び（注2）の考え方をデフォールトルールとして採用する方向で検討されたい。

①なお、注2について、自然人受託者の場合、共同受託者として法人受託者のみならず、他の自然人受託者との共同受託を認めるものとする。即ち、共同受託者は双方が自然人である場合もありうるものとする。また自然人受託者は、他の法人受託者もしくは他の自然人受託者、及びその他の信託関係人とは、利害関係がない者であることを担保する要件が必要である。（例えば共同受託者が法人受託者であれば、自然人受託者自身及びその他の信託関係人、並びにその親族、使用人等が、その法人の役員や出資者ではないことを要する）

②また、受託者一般について、受託者たる法人または自然人は、公序良俗に反する事業（公益認定法第5条5号）を営んでいないことを、公益法人制度の場合と同様に認定要件とすべきである。

第4-2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

賛成。

ただし税制の優遇を得られる公益信託とするために、上記第4-1の（注1）の運営委員会を、受託者と後記第5-1の信託管理人（必要によっては委託者）によるガバナンス体制に加えて必置機関とすることを検討されたい。

なお、運営委員会の必置機関化については、第13-1～13-3ならびに第16-2の機関の変動の場合も同様に考えるべきと考える。(詳細は第13-1～13-3のコメントをご参照。)

第5 公益信託の信託管理人

第5-1 公益信託の信託管理人の必置

賛成。

第5-2 公益信託の信託管理人の資格

賛成。

ただし(注)にある学識経験及び信用力の要件については、積極的かつ定性的な要件であり、その適正の判断も困難であることから反対する。

第5-3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

賛成。

ただし補足説明2(12頁)「公益信託の認定・監督を行う行政庁が関与することが想定される公益信託の受託者の辞任、解任等の同意権や信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権等については、信託関係人による私的自治を尊重し、信託行為による信託管理人の権限の制限を認めることも考えられる」とあるが、公益信託のガバナンスの要を担う信託管理人の権限に関しては制限を認めるべきではないと考える。

ちなみに、これらの項目は、部会資料43の別表1で△がついている、以下の項目である。

- 利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権 第31条第3項、第32条第3項
- 信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権 第37条第3項
- 受託者が信託財産から費用の前払を受ける場合の通知受領権 第48条第3項
- 受託者の任務終了の事実の通知受領権 第59条第1項、第60条第1項
- 信託の変更・併合・分割による一定の事項の通知受領権 第149条第2項・4項、第151条第2項・3項、第155条第2項・3項、第159条第2項・3項

第6 公益信託の委託者

第6-1 公益信託の委託者の権限

賛成。

ただし「委託者の権限には、受益者の権限と同様に、信託に関する意思決定に係る権利と受託者の監督に係る権利の双方が含まれる」とする考え方（信託法部会資料43の補足説明22頁）に従えば、少なくとも前者については可能な限り（公益法人における寄附者同様）ミニマライズする、後者については運営委員会等が存在しないこともあることを考慮すると、受託者が不適切な行為をする場合の対応策として一定の権限を与えることやむを得ないと考えるが、個別の権限については、今後さらに慎重に検討すべきである。

第6-2 公益信託の委託者の相続人

賛成。

第7 行政庁

第7-1, 2 行政庁

賛成。

第8 公益信託の成立の認可の申請

第8-1, 2 公益信託の成立の認可の申請

賛成。

第9 公益信託の成立の認可基準

第9-1 公益信託の目的に関する基準

賛成。

第9-2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

賛成。

但し、受託者が自己執行責任を有することを原則とすることを明文化すべきである。具体的には、信託法第28条1号の規定と同様に、信託行為に信託事務を第三者に委託することができる旨の定めがあるときに、信託事務を第三者に委託することを限定する。

また、受託者が、公益信託事務を第三者に委託する場合には、信託法第35条1項及び2項の規定と同様に、委託先の選任・監督責任を有すること、及び委託先の基準や規制の設定が必要である。そして第35条3項（信託行為に第三者が指名されている場合には、受託者の監督責任はない）や、同4項（信託行為の別段の定めにより、不適任・不誠実等である指名された第三者に対する受託者の監督義務等の免責を規定しうる）は、公益信託は受益者不存在であり、委託者の監督も限定的で相続されないことを考えると、公益信託には不適用とすべきである。さらに委託先については、受託事務を遂行する経験、財産的基礎と人的リソースを有していること、報酬の妥当性を担保するための算定方法が定められていること、委託先に対する受託者及び信託管理人の質問権、調査権、

検査権が契約上保障されていること等が確保されるべきである（ただし、この項については、公益信託の認可のガイドライン等のレベルの規制であっても構わない。）。

第9-3 公益信託の信託財産に関する基準

賛成。

第9-4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

(1) ア～ウについて賛成。エの（ア）について要検討。

収支相償については、公益法人制度においても問題のある制度とされており、エの（イ）の遊休財産規制と（ウ）の公益目的事業比率により、儲け過ぎによる内部蓄積を図ることや管理費の無駄遣い等の弊害は十分に避けられると思われることから、収支相償については慎重に検討すべきである。

(2) 反対する。

上記（1）のエの公益信託の会計基準について、公益信託事務が金銭の助成等に限定されているものについても、発生しうる問題であり、公益法人制度との権衡からも同一の基準を適用するものとすべきである。

第10 公益信託の名称

賛成。

第11 公益信託の情報公開

第11-1 公益信託の情報公開の対象及び方法

賛成。

行政庁による公開には認可申請書類等を含めた全面公開を期待する。

第11-2 公益信託の公示

賛成。

行政庁による公示については、「公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは」の他に、公益法人同様、成立の不認可、勧告、命令の処分をしたときも公示対象とすることを希望する。情報公開は、公益信託のガバナンスを確保するための、最も重要な要件の一つである。

第12 公益信託の監督

第12-1 行政庁の権限

賛成。

第12-2 裁判所の権限

賛成。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任・新受託者の選任

第13-1～13-3

賛成。

なお、第4-2で述べた運営委員会必置論が大勢の意見とはならない場合において、運営委員会的機関は個別の信託行為で設置しうることで、その場合、その権限内容等についても強行法規として受託者、信託管理人、委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で、受託者の辞任、解任、選任に係る合意について権限を有するよう、自由に設計できることと理解している。例えば、受託者の解任について委託者及び信託管理人の合意に加えて、運営委員も合意当事者とし、これら三者の合意が得られなければ裁判所の権限とすること等が考えられる。なおこの理解は、次の第14項においても同じとするほか、当事者の合意による任意終了（第16の2）も同様とする。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任・新信託管理人の選任

賛成。

但し、受託者の辞任、選・解任と同様の規律という意味が、受託者は関与できない、すなわち、先ず信託管理人と委託者の合意、合意が得られなければ裁判所への申立てという手順であることを前提とする。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

第15-1～15-3

基本的に賛成。

なお、たたき台案は、いずれも委託者が関与できることとしているが、第6の委託者の権限の項で「信託行為の変更の合意」は、別表2の△（引き続き検討する）となっており、今後の検討如何によっては委託者の合意を要件としないことも考えられるので留意することとされたい。また、公益法人定款同様軽微な信託行為の変更は届出とすることとされたい。

また、「公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更」と「公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更」の相違は、25頁の補足説明にも拘らずどこにあるのか一般人には依然として不分明であり、パブコメの際は両者の相違を一般でも理解できるよう明確にして頂きたい。

因みに公益法人制度の場合は、公益目的事業等事業を中心に法律構成され、

①変更の認定を要するものは、ア．公益目的事業を行う都道府県の区域および主たる事務所もしくは従たる事務所の所在場所の変更の他は、イ．公益目的事業の種類又は内容の変更、ウ．収益事業等の内容の変更のみであり（公益認定法 § 1 1）、

②ア．名称又は代表者の氏名の変更、イ．上記①の変更であっても軽微な変更ならびに、ウ．定款の変更は、上記①の変更に係るものを除き届け出とされている（公益認定法 § 1 3 ①）。

仮に「公益信託事務の処理の方法の変更」を「公益目的事業の変更」と、「公益目的の変更」を法人の「定款の目的の変更」等と読みかえるとすれば、以下のように整理できるとともに理解が容易になるのではないかと。

①「公益信託事務の処理の方法の変更ならびに公益信託事務の範囲の変更」は、公益目的事業の種類又は内容の変更に当たり、その変更については認定を要すること。

②「公益信託の目的の変更」は、法人の定款の目的の変更に当たり、届出ですむこと^(※)。但し目的の変更が「公益信託事務の処理方法の変更や事務の範囲の変更」を伴う場合は上記①にも該当することから、その変更には認定を要することとなる。（このことは公益法人の場合と同様である。）

(※) 但し、信託の特性から、信託の目的は重要事項であることから、これの変更については認定を必要とするという考えも十分にありうることはある。

③上記①の変更であっても、軽微なものについては、届け出で足り、その変更には認定は必要ないこと。

第 1 6 公益信託の終了

第 1 6-1 公益信託存続期間

賛成。

第 1 6-2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

乙案に賛成。

第 1 6-3 (公益信託の終了命令)、4 (公益信託の成立の認可の取消しによる終了)

いずれも賛成。

第 1 7 公益信託の終了時の残余財産の処理

第 1 7-1 残余財産の帰属権利者の指定

乙案に賛成。

但し乙案の（注）にある、公益信託成立後増殖した財産のみ公益帰属とし、元々の財産は私益に戻り得る考えは税制上の恩典を受ける前提からすれば到底容認できない。

第17-2 最終的な残余財産の帰属

乙案に賛成。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

第18-1 公益先行信託

賛成。

第18-2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

賛成。

第18-3 残余公益信託

賛成。

第18-4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

乙案に賛成。当初受益者への受益が不要となり信託行為を変更しその時点から公益信託とすることに特段これを排除する必要はないと考える。

第19 その他

第19-1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

乙案に賛成する。英国の公益信託（特に募金型公益信託）は信託宣言方式が多くみられる。これを排除する特段の理由はないものと思うことから乙案に賛成する。ただし、この場合委託者の不当な管理を回避するために、複数の受託者を設ける（英国の場合チャリティ・コミッションは3人以上を推奨）など機関設計上の工夫が必要と考える。

第19-2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

賛成。

第19-3 罰則

賛成。

以上